

入 札 公 告

◎ 次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 7 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

鹿児島医療センター院長 西尾 善彦

1. 競争に付する事項

(1) 件名：医薬品単価契約(191 品目)

(2) 品目及び予定数量：入札説明書及び入札品目内訳書による

(3) 契約期間

令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 納入場所：独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター 指定場所

(5) 入札方法：

(2)の品目ごとにそれぞれ入札に付する。

①入札金額については、(2)の品目ごとにそれぞれの単価を記入すること。

②入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で各品目の単価を記載すること。

③なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書及び入札内訳書に記載すること。ただし、本契約期間中に消費税率が改正された場合の消費税額は、改正後の消費税率により再計算されるものとする。

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条で示す特別の理由がある場合に該当する。

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。

(3) 開札日までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 契約細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において『A、B、C 又は D』の等級区分に格付され、且つ九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 医薬品、医療器械等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (7) 契約細則第 4 条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (8) 購入される医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒892-0853 鹿児島市城山町 8 番 1 号
独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター 事務部企画課業務班契約係 三隅
電話 099-223-1151 FAX 099-226-9246
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和 7 年 5 月 7 日(水) ～ 令和 7 年 5 月 22 日(木) まで
但し、土曜及び日曜を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間前記(1)の部署にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限
令和 7 年 5 月 22 日(木)
但し、郵送による入札書提出の場合は書留郵便によるものとし、上記日時までに前記(1)の担当部署に必着すること。
- (4) 開札の日時及び場所
令和 7 年 5 月 26 日(月) 10 時 00 分

場所：国立病院機構鹿児島医療センター院内小会議室

4. その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該医薬品の性能及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は全て無効とする。

(5) 契約書作成の要否 契約書を作成する

(6) 交渉権者及び契約価格の決定

本公告に示した仕様書等に基づき、医薬品を納入出来ると経理責任者が提出資料をもって判断した入札者であって、且つ契約細則第 21 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い他の交渉権者と順次交渉を行うものとする。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記「3 (1) 担当部署」まで問い合わせること。

(8) 詳細は入札説明書による